

# 「中国の知財保護現状と対策」

(独) 日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部

知的財産課 アドバイザー 服部正明

## ○知的財産権とは？

- ・知的財産権がないと海外でビジネスはできない。
- ・先に知的財産権を第三者に取得されると、その権利に触れる内容の行為をおこなうことはできない。
- ・展示会や見本市において、販売せずに展示しただけでも意匠権侵害に当たる。出店だけでも×
- ・意匠権（デザイン）は最近までは展示だけならば問題なかったが、2008年末に法律が改正されて、2009年10月1日の施行以降は中国でも展示でも意匠権侵害となり、没収される。
- ・特許権については、外見だけでは侵害が分かりにくいものではあるが、侵害行為となると民事訴訟等になる場合がある。
  
- ・商品等の表示および商品形態、著作権、営業の秘密については登録が不要であり自動的に法的保護が受けられる。それ以外はすべて登録が必要となる。
- ・攻めの観点から
  - 特許権を利用して、ライバル会社からの参入を防ぐ。
  - 模倣品を排除するためにも知財権を利用して戦うことが可能となる。
- ・守りの観点から
  - 自社実施の商品の権利を取得して、ライバル会社からの攻撃を防ぐ。
  - 他者から侵害があった場合のために、防衛出願的に出願しておくという方法もある。仮に自社が他社の有している権利を侵害してしまった場合に、他者がほしがっている自社の権利を提供して、クロスライセンスという形で解決することもある。
- ・知的財産権を元に資金調達することも可能である。

---

## ・中国における知財問題

○模倣品問題、○抜駆け登録

### ○模倣品問題

日用雑貨から家電品、食品等、儲かりそうな商品が模倣される。中国で模倣されたものが中国で消費されているのはわずか 28%、残りは中国以外の世界中で消費されている。つまり、中国で模倣されたものが他の外国へ輸出されて、その輸出された国で中国の企業が商標登録をするかもしれない。

### ・対策

#### 1 予防対策

模倣品が出回る前に対応するもの。知財権として登録が必要なものは登録するのがよい。社内の体制を整備する。模倣品対策の部門及び責任者を決めておく。また、必要な予算の確保も必要である。

#### 2 事後対策

模倣品が出たら、侵害調査を行い現物もしくはカタログなどを手に入れる。それだけではなく、販売者を特定して、確実に侵害行為を行っていることを確認する。これら一連の行為を侵害調査と呼ぶ。

この調査を行うには、中国の調査会社に依頼して行うのが一般的である。中国に詳しいから

とって、自分で調査を行うのは危険である。

相手が見つかり、侵害行為も確認できたとすると、自己が有する権利を使って模造品販売を差し止める。

#### ○具体的な対策

- 1 行政機関に取り締まりを申請する。
- 2 訴訟を提起する
- 3 裁判外での解決（ADR 仲裁、調停機関に依頼する）
- 4 直接交渉

#### 4 の直接交渉について

**警告状** 中国に関しては警告状で解決する事例は非常に少ない。よくある事例は警告状を出しても全く反応がない、または不誠実な回答がなされる程度が関の山である。相手が戦ってくる場合は、侵害不存在の確認訴訟を地元の裁判所に提起する必要がある。その場合、日本企業はその地方まで出向いて応訴しなければならず、非常に不利な戦いを強いられることとなる。

#### 1 行政機関に救済を求める

中国では行政取締が発達している。代表的な機関は、  
工商行政管理局・・・日本における商標法、不正競争防止法を管轄している。  
質量技術監督局・・・商品の成分表示や原産地標記の改竄を取り締まっている。  
**海関**・・・日本の税関に当たる。  
**知識産権局**・・・日本の特許庁に当たる。

#### 2 裁判・・・民事裁判、刑事裁判がある。

#### 3 調停、仲裁・・・調停機関、仲裁機関に解決をゆだねる。

#### ○具体的な手続き

**権利行使計画策定** 行政に申請するか、訴訟にするかなど

**調査機関の選定** 法律事務所か、調査会社か

優秀な調査機関に依頼する必要あり。調査機関の選定で成否が決まる。それぞれの機関で得意分野が異なるので、確認が必要である。

**調査内容の決定** 調査地域や何社調査するのか等を具体的に決める必要がある。その後に数社から見積もりを取る。

**侵害者の特定** 工場の場合、模倣品の存在の有無

**行政機関への申立** ここまで調査機関が行ってくれる。

**摘発・処罰決定** 処罰決定書は侵害者にしか交付されないため、事前に弁護士に処罰決定書を入手するよう依頼すべき。処罰決定書がないとどのような処罰がされたのかわからない。

#### ○費用対効果について

模倣業者を特定して、行政摘発・模倣品の没収までを行うのに、大凡 50～100 万円程度を要する。効果としては、例えば製品単価 200 円の模倣品を 5000 個没収できたとすると、100 万円分の模倣品の市場流出を阻止した事になる。それ以外にもブランドイメージ低下を防ぐ等の、金額には表せない効果も見込める。

## ○抜駆け登録

実用新案も意匠も無審査であり、書類が整っていれば簡単に登録できる。特に商標の抜駆け登録は、中国、韓国、台湾が多いが、他の国でも確認されている。

例) 地名、企業名、芸能人、スポーツ選手の名前

法律上は先に登録したものが権利を取得する。無視して使用すると行政罰、民事罰、刑事罰を受ける可能性がある。

### ・対応策

行政手続きから司法手続きに移行した場合、最終判決まで 5 年程度必要になる。

### ・出願方法

ほとんどの国が属地主義を採用しており、登録の効力はその国内にしか及ばない。

### ・知財関連の国際条約

中国は主要な国際条約に加盟しており、制度上は国際的なレベルにあるといえる。

### ・出願時の注意

商品分類の指定に注意。たとえば日本では楽器は「第 15 類楽器」のみでよいが、中国では包括的な指定で無く、個別の楽器名（ピアノ、バイオリン等）を指定しなければならない。

### ・代理人の選定

ほとんどの国で外国人が自らが出願することができず、その国の代理人（特許事務所）を経由する必要がある。もうひとつの方法で日本の特許事務所を利用する方法もある。この場合は日本の特許事務所が提携している中国の特許事務所を通じて出願することとなる。

### ・商標の出願ルート→3 通りある

1 直接外国の特許庁に出願する。

2 パリ条約に基づいて出願する。

優先権を主張して日本の特許庁に出願し、猶予期間内に他の国に出願した場合は、他の国でも日本の出願日と同日に出願したこととみなされる。

3 マドリッド条約に基づいて出願する。

日本の特許庁に出願するだけで、日本の特許庁から国際事務局へ、国際事務局から外国の特許庁に出願される（マドプロ出願）。

### ・中国における出願

現在中国では非常に時間がかかっており、審査まで 2 年程度待たされる。ただし、出願さえしておけば後から申請してきたものを排除できる。

P24 のフロー図で日本と異なるのは赤線で囲ってある部分のみである。中国の場合は公告後 3 カ月以内に異議申し立てが可能であるが、日本の場合は商標公告後 2 カ月以内に異議申し立てが可能となる。

### ・登録出願費用

商標局に納める費用（オフィシャルフィー）は 1000 元、これに代理人費用が必要。

### ・先願商標の調査

すでに登録されているかどうかをインターネットで調べることができる。

## 〈質問〉

私は技術師で特許を二つ持っている。しかし、日本で特許を取ってから 1 年以上経過しているのに中国で特許を出願はできないと思うが、新しい発明について中国で出願する場合、期間と費用はどの程度であるか。

〈服部〉

新しい特許を中国で出願する場合、期間は日本とそれほど変わらない。審査請求も日本と同じ3年以内である。審査請求してから、最初の反応があるまでは概ね2年～3年である。ただし、先端技術分野などで審査官が少ない場合などはさらに時間を要する場合もある。

中国の知識産権局は現在審査官を増員しているので、4年も5年もかかることはないのではないか。

費用については100万円程度必要となる。また、出願については英語ではなく中国語で出願する必要がある。日本語または英語から翻訳すると思うが、最近問題になっているのは誤訳である。誤訳であっても訂正することはできない。訂正が可能なのはPCT出願のみである(別添資料参照)。